

新潟県希少野生動植物保護条例施行規則をここに公布する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花角 英世

## 新潟県規則第28号

新潟県希少野生動植物保護条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 個体等の取扱いに関する規制（第3条―第9条）

第3章 生息地等の保全に関する規制（第10条―第15条）

第4章 雑則（第16条―第20条）

附則

### 第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この規則は、新潟県希少野生動植物保護条例（令和3年新潟県条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

**第2条** この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

### 第2章 個体等の取扱いに関する規制

（指定希少野生動植物の指定の案の公告等）

**第3条** 条例第10条第3項の規定による公告は、次に掲げる事項を県報に登載して行うものとする。

（1）指定希少野生動植物の名称

（2）指定の理由

2 条例第10条第4項の規定による意見書の提出は、指定希少野生動植物の指定の案についての意見書（別記第1号様式）に指定の案に係る利害関係を有することを疎明する書面を添付して行うものとする。

3 条例第10条第5項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定による告示は、県報に登載して行うものとする。

（捕獲等の禁止の適用除外）

**第4条** 条例第12条第2号の規則で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。

（1）人の生命又は身体の保護のために必要であること。

（2）大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に定める大学共同利用機関をいう。以下同じ。）における教育又は学術研究のために捕獲等をするものであること（あらかじめ、知事に届け出たもの（公立の大学（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人が設置する大学を除く。以下同じ。）にあっては、知事に通知したもの）に限る。）。

（3）次に掲げる行為に伴って捕獲等をするものであること。

ア 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の3若しくは第38条又は地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第21条第1項若しくは第2項の規定による処分による義務の履行として行う行為であって急を要するもの

イ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第47条第1項に規定する認定保護増殖事業等の実施のために必要な行為

ウ 非常災害に対する必要な応急措置としての行為

（4）個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をするのであって次に掲げる行為に伴うものであること（あらかじめ、知事に届け出たものに限る。）。

ア 森林の保護管理のための標識又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台を設置し、又は管理すること。

イ 測量法（昭和24年法律第188号）第10条第1項に規定する測量標又は水路業務法（昭和25年法律第102号）第5条第1項に規定する水路測量標を設置し、又は管理すること。

ウ 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）又は同法第40条の規定により漁港施設とみなされている施設を設置し、又は管理すること。

- エ 漁港漁場整備法第34条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置し、又は管理すること。
- オ 沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第2条第1項に規定する沿岸漁業（総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。以下同じ。）の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を設置し、又は管理すること。
- カ 海洋水産資源開発促進法（昭和46年法律第60号）第7条に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る増殖又は養殖のための施設を設置し、又は管理すること。
- キ 道路を設置し、又は管理すること。
- ク 信号機、防護柵、土留擁壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を設置し、又は管理すること。
- ケ 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置し、又は管理すること。
- コ 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム（上家を含む。）を設置し、又は管理すること。
- サ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定する廃油処理施設を設置し、又は管理すること。
- シ 航路標識法（昭和24年法律第99号）第1条第2項に規定する航路標識（以下「航路標識」という。）その他船舶の交通の安全を確保するための施設を設置し、又は管理すること。
- ス 船舶又は積荷の急迫した危難を避けるための応急措置として仮設の建築物その他の工作物を新築すること。
- セ 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第5項に規定する航空保安施設を設置し、又は管理すること。
- ソ 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第141条第3項に規定する陸標を設置し、又は管理すること。
- タ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）を設置し、又は管理すること。
- チ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を設置し、又は管理すること。
- ツ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路に埋設し、又は管理すること。
- テ 消防又は水防の用に供する望楼又は警鐘台を設置すること。
- ト 法令の規定により、又は保安の目的で標識を設置し、又は管理すること。
- ナ この号に掲げる行為を行うための仮設の工作物（宿舍を除く。）を当該行為に係る工事敷地内において設置すること。
- ニ 放送法（昭和25年法律第132号）第2条第1号に規定する放送の業務又は電気通信事業法第2条第4号に規定する電気通信事業の用に供する施設の管理のために必要な行為
- ヌ 水力、火力又は原子力による発電のため必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の工作物の設置若しくは改良又はこれらのため必要な工作物の設置若しくは改良及び送電変電施設の整備、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第11項に規定するガス事業又は工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第4項に規定する工業用水道事業を行う者が行う保安の確保のために必要な行為
- ネ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財、同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物、同法第134条第1項の規定により選定された重要文化的景観又は同法附則第4条の規定によりなおその効力を有することとされた同法附則第2条の規定による廃止前の重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号。以下「旧重要美術品等の保存に関する法律」という。）第2条第1項の規定により認定された物件の保存のための行為
- ノ 新潟県文化財保護条例（昭和48年新潟県条例第33号）第5条第1項の規定により指定された県指定有形文化財、同条例第26条第1項の規定により指定された県指定有形民俗文化財又は同条例第31条第1項の規定により指定された県指定史跡名勝天然記念物の保存のための行為
- ハ 鉱業法（昭和25年法律第289号）第4条に規定する鉱業、採石法（昭和25年法律第291号）第10条第1項第3号に規定する採石業又は砂利採取法（昭和43年法律第74号）第2条に規定する砂利採取業を行うこと。
- ヒ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為

フ 森林法第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域又は同法第41条の規定により指定された保安施設地区（以下「保安林の区域等」という。）において同法第34条第2項の許可を受けた者が行う当該許可に係る行為又は同項各号に該当する場合の同項に規定する行為（同法第44条において準用する場合を含む。）

（指定希少野生動植物の個体等の加工品）

**第5条** 条例第13条の規則で定める加工品は、剥製その他の標本（剥製その他の標本として製作する過程のものを含む。）とする。

（捕獲等の目的）

**第6条** 条例第14条第1項の規則で定める目的は、教育の目的、指定希少野生動植物の個体の生息又は生育の状況の調査の目的その他指定希少野生動植物の保護に資すると認められる目的とする。

（捕獲等の許可の申請等）

**第7条** 条例第14条第2項の規定による許可の申請をしようとする者は、指定希少野生動植物捕獲等許可申請書（別記第2号様式）を知事に提出しなければならない。

2 条例第14条第3項第2号の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 指定希少野生動植物の個体の数が著しく少なく、捕獲等によってその個体数の維持に支障を来すと予測されるとき。

(2) 出産若しくは産卵又は結実若しくは種子散布を行う等の繁殖活動の時期にあつて、捕獲等により繁殖に支障を来すと予測されるとき。

3 条例第14条第5項の許可証（以下この条において「許可証」という。）は、別記第3号様式のとおりとする。

4 条例第14条第6項の規定による従事者証の交付の申請をしようとする者は、指定希少野生動植物捕獲等従事者証交付申請書（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。

5 条例第14条第6項の従事者証（以下この条において「従事者証」という。）は、別記第5号様式のとおりとする。

6 条例第14条第7項の規定による許可証又は従事者証の再交付の申請をしようとする者は、指定希少野生動植物捕獲等許可証等再交付申請書（別記第6号様式）を知事に提出しなければならない。

7 許可証及び従事者証は、その効力を失った日から30日以内に、これを知事に返納しなければならない。

8 許可証の交付を受けた者は、前項の規定により許可証を返納する場合にあつては、捕獲等に係る個体等の捕獲等の場所ごとの数量及び処置の概要を知事に報告しなければならない。

9 条例第14条第7項の規定により許可証又は従事者証の再交付を受けた者は、その再交付を受けた後において亡失した許可証又は従事者証を発見したときは、速やかに、発見した許可証又は従事者証を知事に返納しなければならない。

（個体等の取扱方法）

**第8条** 条例第14条第9項の規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

(1) 当該個体等を適当な飼養栽培施設に收容すること。

(2) 当該個体等の生息又は生育に適した条件を維持し、又は当該個体等を損傷しないよう適切に管理すること。

（身分を示す証明書）

**第9条** 条例第16条第2項、第19条第3項又は第22条第3項の証明書は、別記第7号様式のとおりとする。

### 第3章 生息地等の保全に関する規制

（生息地等保全地区の指定の公告等）

**第10条** 条例第18条第4項の規定による公告は、次に掲げる事項を県報に登載して行うものとする。

(1) 生息地等保全地区の名称

(2) 生息地等保全地区の指定の区域

(3) 生息地等保全地区の指定に係る指定希少野生動植物の名称

(4) 生息地等保全地区の指定の区域の保全に関する指針の案

(5) 前各号に掲げる事項の縦覧場所

2 条例第18条第5項の意見書の提出は、生息地等保全地区の指定の案についての意見書（別記第8号様式）に指定の案に係る利害関係を有することを疎明する書面を添付して行うものとする。

3 条例第18条第8項（同条第10項において準用する場合を含む。）の規定による告示は、県報に登載して行うものとする。

（公聴会）

**第11条** 知事は、条例第18条第6項の規定により公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会にお

いて意見を聴こうとする案件を公告するとともに、当該案件に関し意見を聴く必要があると認めた者（以下「公述人」という。）にその旨を通知するものとする。

- 2 前項の公告は、公聴会の開催期日の2週間前までに県報に登載して行うものとする。
- 3 第1項の規定による通知を受けた公述人は、公聴会の開催期日の1週間前までに、当該公聴会に係る案件に対する意見の要旨及び理由並びに住所及び氏名を記載した書面（第5項において「意見書」という。）を知事に提出しなければならない。
- 4 公聴会は、知事又はその指名する者が議長として主宰する。
- 5 公聴会においては、議長は、まず公述人のうち異議がある旨の意見書の提出をした者その他意見を聴こうとする案件に対して異議を有する者に異議の内容及び理由を陳述させなければならない。
- 6 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。
- 7 議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に発言を許すことができる。
- 8 公述人及び発言を許された者の発言は、意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。
- 9 議長は、公述人及び発言を許された者が前項の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動をしたときは、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。
- 10 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を妨げ、又は不穏当な言動をした者を退去させることができる。
- 11 議長は、公聴会の終了後、遅滞なく、公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名しなければならない。

（生息地等保全地区内における行為の許可の申請）

**第12条** 条例第20条第2項の規定による許可の申請をしようとする者は、生息地等保全地区内行為許可申請書（別記第9号様式）を知事に提出しなければならない。

（既着手行為の届出）

**第13条** 条例第20条第5項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 行為者の住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 生息地等保全地区の名称
- (3) 行為の種類
- (4) 行為の目的
- (5) 行為の場所
- (6) 行為地及びその付近の状況
- (7) 行為の施行方法
- (8) 関連行為の概要
- (9) 行為の着手年月日
- (10) 行為の完了年月日又は完了予定年月日

2 条例第20条第5項の規定による届出をしようとする者は、生息地等保全地区内既着手行為届出書（別記第10号様式）を知事に提出しなければならない。

（生息地等保全地区内における許可を要しない行為）

**第14条** 条例第20条第6項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの
  - ア 森林の保護管理のための標識又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台を設置すること。
  - イ 砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、森林法第41条第1項又は第3項の規定により行う保安施設事業に係る施設、海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第1項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は雪崩の防止のための施設を改築し、又は増築すること。
  - ウ 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第2項に規定する河川管理施設を改築し、若しくは増築すること又は河川を局部的に改良することであつて河川の現状に著しい変更を及ぼさないもの
  - エ 砂防法第2条の規定により指定された土地、海岸法第3条に規定する海岸保全区域、地すべり等防止法第3条に規定する地すべり防止区域、河川法第6条第1項に規定する河川区域又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。

- オ 法令の規定により、又は保安の目的で標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。
- カ 測量法第10条第1項に規定する測量標又は水路業務法第5条第1項に規定する水路測量標を設置すること。
- キ 漁港漁場整備法第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、生息地等保全地区が指定された際現に同法第40条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第20条第1項の規定による許可を受けて設置されたもの（条例第24条第2項の規定による協議に係るものを含む。）を改築し、又は増築すること。
- ク 漁港漁場整備法第34条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。
- ケ 沿岸漁業の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。
- コ 海洋水産資源開発促進法第7条に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る増殖又は養殖のための施設を改築し、又は増築すること。
- サ 漁港漁場整備法第6条の3第1項に規定する漁港漁場整備長期計画に基づく沿岸漁業に係る魚礁の設置若しくは水産動植物の増殖場及び養殖場の造成若しくは沿岸漁場の保全に関する事業又は沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）第6条第1項に規定する基本方針若しくは同法第7条の2第1項に規定する基本計画に基づく水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。
- シ 道路を改築し、又は増築すること（小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。
- ス 信号機、防護柵、土留擁壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること（信号機にあつては、新築することを含む。）。
- セ 鉄道施設、軌道に関する工作物又は索道施設を維持し、又は管理することに伴い、当該工作物を改築し、又は増築すること。
- ソ 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置すること。
- タ 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム（上家を含む。）を改築し、又は増築すること。
- チ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定する廃油処理施設を改築し、又は増築すること。
- ツ 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項の港湾施設又は同条第6項の規定により港湾施設とみなされた施設を改築し、又は増築すること。
- テ 航路標識その他船舶の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること。
- ト 船舶又は積荷の急迫した危難を避けるための応急措置として仮設の建築物その他の工作物を新築すること。
- ナ 航空法第2条第5項に規定する航空保安施設を改築し、又は増築すること。
- ニ 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設又は電気通信事業法第141条第3項に規定する陸標を改築し、又は増築すること。
- ヌ 有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）を改築し、又は増築すること。
- ネ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物を改築し、又は増築すること（その現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。
- ノ 電柱を設置すること。
- ハ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を設置すること。
- ヒ 環境又は地質の調査のための測定機器を設置すること。
- フ 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定する水道施設、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設を改築し、又は増築すること。
- ヘ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路に埋設すること。
- ホ 送水管を農地に埋設すること。

- マ 社寺境内地又は墓地において鳥居、灯籠、墓碑その他これらに類するものを設置すること。
- ミ 消防又は水防の用に供する望楼、警鐘台その他これらに類するものを改築し、又は増築すること。
- ム 宅地の擁壁又は排水施設その他宅地の災害の防止のために必要な施設を改築し、又は増築すること。
- メ 農業用排水施設を改築し、又は増築すること（河川又は農業用排水路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。
- モ 建築物の存する敷地内において次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること（(イ)又は(キ)に掲げる工作物の改築又は増築にあつては、改築後又は増築後において(イ)又は(キ)に掲げるものとなる場合における改築又は増築に限る。）。
- (7) 空中線系（その支持物を含む。）その他これに類するもの
- (イ) 当該建築物の高さを超えない高さの物干場
- (ロ) 旗ざおその他これに類するもの
- (ハ) 門、塀、給水設備又は消火設備
- (ニ) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第3号に規定する建築設備
- (ホ) 地下に設ける工作物（建築物を除く。）
- (ヘ) 高さが5メートル以下のその他の工作物（建築物を除く。）
- ヤ 条例第20条第1項の規定による許可を受けた行為（条例第24条第2項の規定による協議に係る行為を含む。）又はこの条の各号に掲げる行為を行うための仮設の工作物（宿舍を除く。）を当該行為に係る工事敷地内において設置すること。
- (2) 建築物の存する敷地内において土地の形質を変更すること。
- (3) 鉱物を採掘し、又は土石を採取することであつて次に掲げるもの
- ア 建築物の存する敷地内において、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
- イ 鉱業法第5条に規定する鉱業権の設定されている土地の区域内において鉱物の採掘のための試すいを行うこと。
- ウ 露天掘でない方法により、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
- エ 地質の調査のためにボーリングを行うこと。
- オ 環境の調査のために、岩片若しくは石片を採取し、又は採泥を行うこと。
- カ 水又は温泉を湧出させるために試掘を行うこと（試掘坑の底の直径が30センチメートル以下のものであつて周辺の自然環境への影響を緩和するための措置を講ずるものに限る。）。
- キ 大学における教育又は学術研究のために、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること（あらかじめ、知事に届け出たもの（公立の大学にあつては、知事に通知したもの）に限る。）。
- (4) 建築物の存する敷地内の池沼等を埋め立てること。
- (5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであつて次に掲げるもの
- ア 建築物の存する敷地内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- イ 田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- ウ 生息地等保全地区が指定された際既にその設置に着手していた工作物を操作することにより、河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- (6) 木竹を伐採することであつて次に掲げるもの
- ア 建築物の存する敷地内において高さが10メートル以下の木竹を伐採すること。
- イ 自家の生活の用に充てるために木竹の択伐（単木択伐に限る。）をすること。
- ウ 森林の保育のために下刈り、つる切り、間伐等を行うこと。
- エ 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。
- オ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹を伐採すること。
- カ 気象、地象、地球磁気、地球電気又は水象の観測の支障となる木竹を伐採すること。
- キ 航路標識の障害となる木竹を伐採すること。
- (7) 指針で定める湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであつて次に掲げるもの
- ア 砂防法第1条に規定する砂防設備、森林法第41条第3項に規定する保安施設事業に係る施設、海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設、河川法第3条第2項に規定する河川管理施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は雪崩の防止のための施設から汚水又は廃水を排出すること。

- イ 漁港漁場整備法第25条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。
  - ウ 船舶から冷却水を排出すること。
  - エ 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5号に規定する都市下水路（以下「下水道」という。）に汚水若しくは廃水を排出すること又は下水道から汚水若しくは廃水を排出すること。
  - オ 住宅から汚水又は廃水を排出すること（し尿を排出することを除く。）
  - カ 建築基準法第31条第2項に規定するし尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条に規定する処理対象人員に応じた性能を有するものに限る。）から汚水又は廃水を排出すること。
  - キ 水道法第3条第8項に規定する水道施設、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設に設けられる排水処理設備から汚水又は廃水を排出すること。
  - ク 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第1号に規定する船舶又は同条第10号に規定する海洋施設から汚水又は廃水を排出すること。
- (8) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域以外の知事が指定する区域内において、車両若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであって次に掲げるもの
- ア 砂防法第1条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第2条の規定により指定された土地の監視のために、車両若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
  - イ 海岸法第3条に規定する海岸保全区域の管理のために、車両若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
  - ウ 地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために、車両若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
  - エ 河川法第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第6条第1項第3号に規定する河川区域の指定、同法第54条第1項の規定による河川保全区域の指定又は同法第56条第1項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。）のために、車両若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
  - オ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために、車両若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
  - カ 雪崩の防止のための工事を目的とする調査のために、車両若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
  - キ 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第2条第1項に規定する遊漁船業を営むために車両又は動力船を使用すること。
  - ク 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第1号に規定する土地改良施設の管理のために、車両若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
  - ケ 海上運送法（昭和24年法律第187号）第3条の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けた者、同法第20条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第21条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。
  - コ 港湾法第4条の規定により設立された港務局が海面の清掃又は浮遊油の回収のために動力船を使用すること。
- (9) 野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等を行うことであって次に掲げるもの
- ア 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる植物を除去すること。
  - イ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測の支障となる植物を除去すること。
  - ウ 航路標識の障害となる植物を除去すること。
  - エ 漁業法（昭和24年法律第267号）第57条第1項の許可、同法第60条第1項に規定する漁業権又は新潟県漁業調整規則（令和2年新潟県規則第59号）第33条第1項若しくは第44条第1項の許可に基づき、内水面において水産動植物を採捕すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
- ア 保安林の区域等における森林法第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係る行為（条例第20条第1項第6号、第9号及び第11号から第13号までに掲げるものを除く。）

- イ 保安林の区域等における森林法第34条第2項各号に該当する場合の同項（同法第44条において準用する場合を含む。）に規定する行為（条例第20条第1項第9号及び第11号から第13号までに掲げるものを除く。）又は森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第63条第1号に規定する事業若しくは工事を実施する行為（条例第20条第1項第12号及び第13号に掲げるものを除く。）
  - ウ 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第21条第1項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為（条例第20条第1項第7号及び第10号から第13号までに掲げるものを除く。）
  - エ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。
    - (7) 条例第20条第1項第7号及び第10号から第13号までに掲げるもの
    - (イ) 住宅又は高さが5メートルを超え、若しくは床面積の合計が100平方メートルを超える建築物（仮設のものを除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築後又は増築後において、高さが5メートルを超え、又は床面積の合計が100平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）
    - (ロ) 用排水施設（幅員が2メートル以下の水路を除く。）又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること（改築後又は増築後において、幅員が2メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）
    - (ハ) 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。
    - (ニ) 宅地を造成し、又は土地を開墾すること。
    - (ホ) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
    - (ヘ) 森林である土地の区域内において木竹を伐採すること。
  - オ 国又は地方公共団体の試験研究機関の用地内において試験研究として行う行為（条例第20条第1項第7号及び第10号から第13号までに掲げるものを除く。）
  - カ 大学の用地内において教育又は学術研究として行う行為（条例第20条第1項第7号及び第10号から第13号までに掲げるものを除く。）
  - キ 鉄道施設、軌道に関する工作物又は索道施設を維持し、又は管理すること（条例第20条第1項第7号及び第10号から第13号までに掲げる行為を除く。）
  - ク 文化財保護法第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財、同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物、同法第134条第1項の規定により選定された重要文化的景観又は旧重要美術品等の保存に関する法律第2条第1項の規定により認定された物件の保存のための行為（建築物の新築並びに条例第20条第1項第7号及び第10号から第13号までに掲げるものを除く。）
  - ケ 新潟県文化財保護条例第5条第1項の規定により指定された県指定有形文化財、同条例第26条第1項の規定により指定された県指定有形民俗文化財又は同条例第31条第1項の規定により指定された県指定史跡名勝天然記念物の保存のための行為
  - コ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第47条第1項に規定する認定保護増殖事業等の実施のために必要な行為
  - サ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第9条の2第1項の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。
  - シ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物の捕獲、採取若しくは殺処分又はその防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等を行うこと。
  - ス 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これらに類する行為
  - セ 法令に基づく検査、調査その他これらに類する行為
  - ソ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
  - タ 工作物の修繕のための行為
- （非常災害のために必要な応急措置として行った行為の届出）

**第15条** 条例第20条第7項の規定による届出をしようとする者は、生息地等保全地区内非常災害応急措置届出書（別記第11号様式）を知事に提出しなければならない。

#### 第4章 雑則

（補償の請求）

**第16条** 条例第23条第2項の規定による補償を受けようとする者は、損失補償請求書（別記第12号様式）を知事に提出しなければならない。

(国等に関する協議の適用除外等)

**第17条** 条例第24条第2項の規則で定める場合は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等をする場合であって次に掲げるもの
  - ア 国又は地方公共団体の試験研究機関が試験研究のために捕獲等をする場合
  - イ 傷病その他の理由により緊急に保護を要する個体の捕獲等をする場合
  - ウ 種の保存に支障を及ぼすおそれのある伝染性疾患のまん延を防止するため、当該伝染性疾病にかかっていることが確認された個体の捕獲等をする場合（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）
  - エ 次に掲げる行為に伴って捕獲等をする場合
    - (7) 砂防法第2条の規定により指定された土地の管理を行い、又は当該土地において同法第1条に規定する砂防工事を行うこと。
    - (4) 海岸法第3条第1項に規定する海岸保全区域の管理を行い、又は同法第2条第1項に規定する海岸保全施設に関する工事を行うこと。
    - (9) 地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域の管理を行い、又は同法第2条第4項に規定する地すべり防止工事を行うこと。
    - (5) 河川法第6条第1項に規定する河川区域の管理を行い、又は当該河川区域内において同法第8条に規定する河川工事を行うこと。
    - (4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理を行い、又は同法第2条第3項に規定する急傾斜地崩壊防止工事を行うこと。
    - (4) 森林法第41条第3項に規定する保安施設事業又は地すべり等防止法に基づく山崩壊防止工事を行うこと。
    - (8) 文化財保護法第27条第1項の規定による重要文化財の指定、同法第78条第1項の規定による重要有形民俗文化財の指定若しくは同法第109条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第110条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定のための行為又は同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財を調査すること。
    - (9) 新潟県文化財保護条例第5条第1項の規定による県指定有形文化財の指定、同条例第26条第1項の規定による県指定有形民俗文化財の指定又は同条例第31条第1項の規定による県指定史跡名勝天然記念物の指定のための行為
    - (7) 第4条第4号ネ又はノに掲げる行為（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）
    - (2) 法令に基づき国又は地方公共団体の任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために、車両若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
  - オ 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をする場合であって次に掲げる行為に伴うもの
    - (7) 第4条第4号アからフまで（ネ及びノを除く。）に掲げる行為
    - (4) 砂防法第2条の規定により指定された土地以外の土地において同法第1条に規定する砂防設備に関する工事を行うこと。
    - (9) 河川法第6条第1項に規定する河川区域以外の区域において同法第3条第2項に規定する河川管理施設の工事を行うこと。
    - (5) 雪崩の防止のための工事を行うこと又は火山地、火山麓若しくは火山現象により著しい被害を受けるおそれのある地域において土砂の崩壊等による災害を防止するために土石流発生監視装置、測定機器その他これらに付随する工作物を設置すること。
    - (4) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園（以下「都市公園等」という。）を設置し、又は管理すること。
    - (4) 下水道を設置し、又は管理すること。
  - カ 警察法（昭和29年法律第162号）第2条第1項に規定する警察の責務として行う行為
- (2) 条例第20条第1項の許可を受けるべき行為に該当する行為をする場合であって次に掲げるもの
  - ア 工作物を新築し、改築し、又は増築する場合であって次に掲げるもの
    - (7) 下水道を改築し、又は増築する場合
    - (4) ダム又は湖沼水位調節施設を改築する場合

(ウ) 標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置する場合  
イ 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために、鉱物を採掘し、又は土石を採取する場合（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）

ウ 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域以外の知事が指定する区域内において、車両若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合であって次に掲げるもの

(7) 漁港漁場整備法第5条の規定により指定された漁港の区域の管理又は調査のために、車両若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合

(4) 漁業取締りのために、車両若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合

(ウ) 海面の清掃又は浮遊油の回収のために動力船を使用する場合

(エ) 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために、車両若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）

(カ) 法令に基づき国又は地方公共団体の任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために、車両若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合

(キ) 自衛隊が、車両若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合

エ 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等をする場合

オ アからエまでに掲げるもののほか、次に掲げる場合

(7) ダム又は湖沼水位調節施設を管理する場合（条例第20条第1項第7号及び第10号から第13号までに掲げる行為をする場合を除く。）

(4) 都市公園等を設置し、又は管理する場合（条例第20条第1項第7号及び第10号から第13号までに掲げる行為をする場合並びに都市計画法第18条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合であって、水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物を新築し、改築し、又は増築するもの（改築後又は増築後において水平投影面積が1,000平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）

(ウ) 文化財保護法第27条第1項の規定による重要文化財の指定、同法第78条第1項の規定による重要有形民俗文化財の指定若しくは同法第109条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の指定、同法第110条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定若しくは同法第134条第1項の規定による重要文化的景観の選定のための行為又は同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財の調査をする場合

(エ) 新潟県文化財保護条例第5条第1項の規定による県指定有形文化財の指定、同条例第26条第1項の規定による県指定有形民俗文化財の指定又は同条例第31条第1項の規定による県指定史跡名勝天然記念物の指定のための行為をする場合

(カ) 警察法第2条第1項に規定する警察の責務としての行為をする場合

カ アからオまでに掲げるものに附帯する行為をする場合

2 条例第24条第3項の規則で定める場合は、次に掲げるものとする。

(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築する場合であって前項第2号ア(7)から(ウ)までに掲げるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、次に掲げる場合

ア 砂防法第2条の規定により指定された土地、海岸法第3条第1項に規定する海岸保全区域、地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域、河川法第3条第1項に規定する河川又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域を管理する場合

イ ダム又は湖沼水位調節施設を管理する場合

ウ 都市公園等を設置し、又は管理する場合（都市計画法第18条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合であって、水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物を新築し、改築し、又は増築するもの（改築後又は増築後において水平投影面積が1,000平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）

エ 前項第2号ウ(エ)を除く。）に掲げる場合

オ 前項第2号オ(ウ)から(カ)までに掲げる場合

(3) 前各号に掲げるものに附帯する行為をする場合

(教育等のための捕獲等の届出等)

**第18条** 第7条第1項及び第2項の規定は、第4条第2号及び第4号の規定による届出並びに同条第2号の規定による通知について準用する。この場合において、第7条第1項中「指定希少野生動植物捕獲等許可申請書(別記第2号様式)」とあるのは、第4条第2号及び第4号の規定による届出については「指定希少野生動植物捕獲等届出書(別記第13号様式)」と、同条第2号の規定による通知については「指定希少野生動植物捕獲等通知書(別記第14号様式)」と読み替えるものとする。

(教育等のための鉱物の採掘等の届出等)

**第19条** 第12条の規定は、第14条第3号キの規定による届出及び通知について準用する。この場合において、第12条第1項中「生息地等保全地区内行為許可申請書(別記第9号様式)」とあるのは、「生息地等保全地区内鉱物採掘等届出書(通知書)(別記第15号様式)」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この規則は、令和3年5月1日から施行する。ただし、第1条から第3条までの規定は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式（第3条関係）

指定希少野生動植物の指定の案についての意見書

年 月 日

新潟県知事 様

提出者 住 所

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務  
所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

新潟県希少野生動植物保護条例第10条第4項の規定により、次のとおり提出します。

意 見 の 概 要	
指定の案に係る利害関係の内容	
<input type="checkbox"/> 指定の案に異議があります。	

添付書類 指定の案に係る利害関係を有することを疎明する書面

第2号様式（第7条関係）

指定希少野生動植物捕獲等許可申請書

年 月 日

新潟県知事 様

申請者 住 所

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務  
所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

指定希少野生動植物の個体等の捕獲等の許可を受けたいので、新潟県希少野生動植物保護条例第14条第2項の規定により、次のとおり申請します。

捕獲等をしようとする個体等	指定希少野生動植物の名称（卵又は種子等にあつては、その旨）		
	数	量	
捕獲等をする目的		学術研究・繁殖・教育・調査・その他（ ）	
捕獲等をする区域及び当該区域の状況			
捕獲等の方法			
捕獲し、又は採取した動物又は卵の輸送方法			
捕獲等しようとする期間		年 月 日から 年 月 日まで	
捕獲し、又は採取した個体等を飼養し、又は栽培しようとする場合	飼養栽培を行う場所の所在地		
	飼養栽培施設の規模及び構造		
	取 扱 者	住 所	
		氏 名	
		職 業	
飼養栽培に関する経歴			

添付書類

- 1 捕獲等をする区域の状況を明らかにした図面
- 2 捕獲等しようとする個体等が動物である場合にあつては、捕獲等の方法を明らかにした図面
- 3 捕獲し、又は採取した個体等を飼養し、又は栽培しようとする場合にあつては、飼養栽培施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真

- 注 1 許可の申請に係る捕獲等が軽易なものであることその他の理由により添付書類の全部を添付する必要がないと認められるときは、当該添付書類の一部を省略することができる。
- 2 許可を受けた捕獲等の変更に係る申請にあつては、変更の趣旨及び理由を記載した書面を添付しなければならない。この場合において、添付書類の1から3までについては、その変更に関する事項を明らかにしたものを添付すれば足りる。

第3号様式（第7条関係）

（表）

指定希少野生動植物捕獲等許可証		第 年 月 日	号 日
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで		
		新潟県知事	印
住 所 （主たる事務所の所在地）			
氏 名 （名称及び代表者の氏名）			
捕獲等をしようとする指定希少野生動植物の名称（卵又は種子等にあつては、その旨）			
数 量			
捕 獲 等 を す る 目 的			
捕 獲 等 を す る 区 域			
捕 獲 等 の 方 法			
条 件			

（裏）

注 意		
1 この許可証は、捕獲等をするときは必ず携帯しなければならない。		
2 この許可証は、効力を失った日から30日以内に、新潟県知事に返納しなければならない。		
3 返納の際次の欄に所要事項を記入することにより、新潟県希少野生動植物保護条例施行規則第7条第8項の報告とすることができる。		
捕 獲 等 の 場 所	捕獲等をした指定希少野生動植物の名称及び数量	処 置 の 概 要

注 「捕獲等の場所」欄は、市町村の大字又は字の単位でまとめて記入すること。

第4号様式（第7条関係）

指定希少野生動植物捕獲等従事者証交付申請書

年 月 日

新潟県知事 様

申請者 住 所

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務  
所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

指定希少野生動植物捕獲等従事者証の交付を受けたいので、新潟県希少野生動植物保護条例第14条第6項の規定により、次のとおり申請します。

指定希少野生動植物捕獲 等許可証	番 号	
	交 付 年 月 日	
捕獲等に従事する者の住所及び氏名		
1	住 所	
	氏 名	
2	住 所	
	氏 名	
3	住 所	
	氏 名	
4	住 所	
	氏 名	
5	住 所	
	氏 名	

第5号様式（第7条関係）

指定希少野生動植物捕獲等従事者証	
有効期間      年    月    日から 年    月    日まで	第      号 年    月    日
新潟県知事	
印	
住	所
氏	名
指定希少野生動植物捕獲等許可証	番            号
	交 付 年 月 日
捕獲等許可者の氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）	
捕獲等をしようとする指定希少野生動植物の名称（卵又は種子等にあつては、その旨）	
捕獲等をするを許可された個体等の数量	
捕 獲 等 を す る 目 的	
捕 獲 等 を す る 区 域	
捕 獲 等 の 方 法	
条	件

注 意

- 1 この従事者証は、捕獲等をするときは必ず携帯しなければならない。
- 2 この従事者証は、効力を失った日から30日以内に、新潟県知事に返納しなければならない。

第6号様式（第7条関係）

指定希少野生動植物捕獲等許可証等再交付申請書

年 月 日

新潟県知事 様

申請者 住 所

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務  
所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

指定希少野生動植物捕獲等許可証又は指定希少野生動植物捕獲等従事者証の再交付を受けたいので、新潟県希少野生動植物保護条例第14条第7項の規定により、次のとおり申請します。

再交付を受けようとする 許可証（従事者証）	番 号	
	交 付 年 月 日	
許可証若しくは従事者証を亡失し、又は 許可証若しくは従事者証が滅失した事情		

（表）

第 号
身 分 証 明 書
<p>この身分証明書を携帯する者は、新潟県希少野生動植物保護条例（以下「条例」という。）第16条第1項の規定による立入検査、条例第19条第1項の規定による立入り又は条例第22条第2項の規定による立入検査又は立入調査を行う職員であることを証明する。</p>
所 属 職 名 氏 名
年 月 日発行
新潟県知事 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">印</span>

（裏）

新潟県希少野生動植物保護条例抜粋
<p>（報告徴収及び立入検査）</p> <p><b>第16条</b> 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第14条第1項の許可を受けた者に対し、指定希少野生動植物の個体等の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、指定希少野生動植物の個体等の捕獲等に係る場所若しくは施設に立ち入り、指定希少野生動植物の個体等、飼養栽培施設、書類等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 （指定のための実地調査）</p> <p><b>第19条</b> 知事は、前条第1項の規定による指定をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項の規定による立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。 （報告徴収及び立入検査等）</p> <p><b>第22条</b> （略）</p> <p>2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、生息地等保全地区内の土地に立ち入り、前項に規定する者が行った行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が指定希少野生動植物の保護に及ぼす影響について調査させることができる。</p> <p>3 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>4 （略）</p> <p><b>第28条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 第16条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p> <p>(3) 第19条第4項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者</p> <p>(4) 第22条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第2項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p>

第8号様式（第10条関係）

生息地等保全地区の指定の案についての意見書

年 月 日

新潟県知事 様

提出者 住 所

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務  
所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

新潟県希少野生動植物保護条例第18条第5項の規定により、次のとおり提出します。

意 見 の 概 要	
指定の案に係る利害関係の内容	<input type="checkbox"/> 当該区域に居住する者（ ） <input type="checkbox"/> 利害関係人（ ）
<input type="checkbox"/> 指定の案に異議があります。	

添付書類 指定の案に係る利害関係を有することを疎明する書面

第9号様式（第12条関係）

生息地等保全地区内行為許可申請書

年 月 日

新潟県知事 様

申請者 住 所  
氏 名  
〔法人その他の団体にあつては、主たる事務  
所の所在地、名称及び代表者の氏名〕  
電話番号

生息地等保全地区の区域内における行為の許可を受けたいので、新潟県希少野生動植物保護条例第20条第2項の規定により、次のとおり申請します。

生息地等保全地区の名称	
行為の種類	
行為の目的	
行為の場所	市 町 大字 字 番地（地先） 郡 村
行為地及びその付近の状況	
行為の施行方法（指定に係る指定希少野生動植物の個体の生息又は生育に対する当該行為による影響を軽減するための方法を含む。）	
行為による影響の軽減の方法	
関連行為の概要	
行為の着手予定年月日	年 月 日
行為の完了予定年月日	年 月 日
備考	

添付書類

- 1 行為地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
- 2 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び写真
- 3 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図及び構造図

- 注 1 許可の申請に係る行為が軽易なものであることその他の理由により添付書類の全部を添付する必要がないと認められるときは、当該添付書類の一部を省略することができる。
- 2 許可を受けた行為の変更に係る申請にあつては、変更の趣旨及び理由を記載した書面を添付しなければならない。この場合において、添付書類の1から3までについては、その変更に関する事項を明らかにしたものを添付すれば足りる。

第10号様式（第13条関係）

生息地等保全地区内既着手行為届出書

年 月 日

新潟県知事 様

届出者 住 所

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務  
所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

生息地等保全地区が指定された際、既に行為に着手していたので、新潟県希少野生動植物保護条例第20条第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

生息地等保全地区の名称	
行為の種類	
行為の目的	
行為の場所	市 町 大字 字 番地（地先） 郡 村
行為地及びその付近の状況	
行為の施行方法	
関連行為の概要	
行為の着手年月日	年 月 日
行為の完了年月日又は完了予定年月日	年 月 日
備考	

添付書類

- 1 行為地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
- 2 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び写真
- 3 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図及び構造図

- 注 1 届出に係る行為が軽易なものであることその他の理由により添付書類の全部を添付する必要がないと認められるときは、当該添付書類の一部を省略することができる。
- 2 届出をした行為の変更に係る届出にあつては、変更の趣旨及び理由を記載した書面を添付しなければならない。この場合において、添付書類の1から3までについては、その変更に関する事項を明らかにしたものを添付すれば足りる。

第11号様式（第15条関係）

生息地等保全地区内非常災害応急措置届出書

年 月 日

新潟県知事 様

届出者 住 所  
氏 名  
〔法人その他の団体にあつては、主たる事務〕  
〔所の所在地、名称及び代表者の氏名〕  
電話番号

生息地等保全地区内において非常災害のために必要な応急措置をしたので、新潟県希少野生動植物保護条例第20条第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

生息地等保全地区の名称	
行為の種類	
行為の目的	
行為を行った場所	市 町 大字 字 番地（地先） 郡 村
行為地及びその付近の状況	
行為の施行方法	
関連行為の概要	
行為の着手年月日	年 月 日
行為の完了年月日又は完了予定年月日	年 月 日
備考	

添付書類 行為地の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図

- 注 1 届出に係る行為が軽易なものであることその他の理由により添付書類を添付する必要がないと認められるときは、当該添付書類を省略することができる。
- 2 届出をした行為の変更に係る届出にあつては、変更の趣旨及び理由を記載した書面を添付しなければならない。この場合において、添付書類については、その変更に関する事項を明らかにしたものを添付すれば足りる。

損失補償請求書

年 月 日

新潟県知事 様

請求者 住 所

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務  
所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

新潟県希少野生動植物保護条例第23条第2項の規定により、次のとおり請求します。

補 償 請 求 の 理 由		
補 償 請 求 額	総 額	
	内 訳	

第13号様式（第18条関係）

指定希少野生動植物捕獲等届出書

年 月 日

新潟県知事 様

届出者 住 所

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務  
所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

指定希少野生動植物の個体等の捕獲等を行うので、新潟県希少野生動植物保護条例施行規則第4条第2号又は第4号の規定により、次のとおり届け出ます。

捕獲等をし ようとす る個体 等	指定希少野生動植物の名称（卵又 は種子等にあつては、その旨）	
	数	量
捕 獲 等 を す る 目 的	大学における教育・大学における学術研究・個体等の保護の ための移動又は移植	
捕獲等に係る 責任者	役 職 ・ 氏 名	
	連 絡 先	
捕獲等をする区域（移動又は移植をする区域 を含む。）及び当該区域の状況		
捕 獲 等 の 方 法		
捕獲し、又は採取した動物又は卵の輸送方法		
捕 獲 等 を し よ う と す る 期 間		
		年 月 日から 年 月 日まで
捕獲等をし た個体 等を飼養 し、又は 栽培しよ うとする 場合	飼養栽培を行う場所の所在地	
	飼養栽培施設の規模及び構造	
取 扱 者	住 所	
	氏 名	
	職 業	
	飼養栽培に関する経歴	

添付書類

- 1 捕獲等をする区域（移動又は移植をする区域を含む。）の状況を明らかにした図面
- 2 捕獲等をしようとする個体等が動物である場合にあっては、捕獲等の方法を明らかにした図面
- 3 捕獲し、又は採取した個体等を飼養し、又は栽培しようとする場合にあっては、飼養栽培施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真

- 注 1 届出に係る行為が軽易なものであることその他の理由により添付書類の全部を添付する必要がないと認められるときは、当該添付書類の一部を省略することができる。
- 2 届出をした行為の変更に係る届出にあっては、変更の趣旨及び理由を記載した書面を添付しなければならない。この場合において、添付書類の1から3までについては、その変更に関する事項を明らかにしたものを添付すれば足りる。

第14号様式（第18条関係）

指定希少野生動植物捕獲等通知書

年 月 日

新潟県知事 様

通知者 大学の所在地  
大学の名称  
代表者の氏名  
電話番号

大学における教育又は学術研究のために指定希少野生動植物の個体等の捕獲等を行うので、新潟県希少野生動植物保護条例施行規則第4条第2号の規定により、次のとおり通知します。

捕獲等をしようとする個体等	指定希少野生動植物の名称（卵又は種子等にあつては、その旨）	
	数	量
捕獲等をする目的		大学における教育・大学における学術研究
捕獲等に係る責任者	役職・氏名	
	連絡先	
捕獲等をする区域及び当該区域の状況		
捕獲等の方法		
捕獲し、又は採取した動物又は卵の輸送方法		
捕獲等をしようとする期間		年 月 日から 年 月 日まで
捕獲等をした個体等を飼養し、又は栽培しようとする場合	飼養栽培を行う場所の所在地	
	飼養栽培施設の規模及び構造	
取扱者	住	所
	氏	名
	職	業
	飼養栽培に関する経歴	

添付書類

- 1 捕獲等をする区域の状況を明らかにした図面
- 2 捕獲等をしようとする個体等が動物である場合にあっては、捕獲等の方法を明らかにした図面
- 3 捕獲し、又は採取した個体等を飼養し、又は栽培しようとする場合にあっては、飼養栽培施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真

- 注 1 通知に係る捕獲等が軽易なものであることその他の理由により添付書類の全部を添付する必要がないと認められるときは、当該添付書類の一部を省略することができる。
- 2 通知をした捕獲等の変更に係る通知にあっては、変更の趣旨及び理由を記載した書面を添付しなければならない。この場合において、添付書類の1から3までについては、その変更に関する事項を明らかにしたものを添付すれば足りる。

第15号様式（第19条関係）

生息地等保全地区内鉱物採掘等届出書（通知書）

年 月 日

新潟県知事 様

届出者（通知者） 大学の所在地  
大学の名称  
代表者の氏名  
電話番号

大学における教育又は学術研究のために鉱物の採掘又は土石の採取を行うので、新潟県希少野生動植物保護条例施行規則第14条第3号キの規定により、次のとおり届け出、又は通知します。

生息地等保全地区の名称		
行為の目的		
行為に係る責任者	役職・氏名	
	連絡先	
行為の場所		市 町 大字 字 番地（地先） 郡 村
行為地及びその付近の状況		
行為の施行方法（指定に係る指定希少野生動植物の個体の生息又は生育に対する当該行為による影響を軽減するための方法を含む。）		
行為による影響の軽減の方法		
関連行為の概要		
行為の着手予定年月日		年 月 日
行為の完了予定年月日		年 月 日
備考		

添付書類

- 1 行為地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
- 2 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び写真
- 3 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図及び構造図

- 注 1 届出又は通知に係る行為が軽易なものであることその他の理由により添付書類の全部を添付する必要がないと認められるときは、当該添付書類の一部を省略することができる。
- 2 届出又は通知をした行為の変更に係る届出又は通知にあつては、変更の趣旨及び理由を記載した書面を添付しなければならない。この場合において、添付書類の1から3までについては、その変更に関する事項を明らかにしたものを添付すれば足りる。